

4月から施行される健康保険法一部改正のお知らせ

1. 「標準報酬の上限・下限」の改正

毎月の保険料や保険給付の基礎となる標準報酬月額等の等級区分が見直しされ、従来の39等級から上限と下限にそれぞれ4等級を追加し47等級となります。

このことに伴い、報酬月額が93,000円以上1,005,000円未満の被保険者の標準報酬月額については従来どおりですが、報酬月額が93,000円未満及び1,005,000円以上の被保険者については、現在の標準報酬月額の基礎になった報酬月額に基づいて当組合が職権で決定し別途通知します。

従って、事業主様より届出の必要はありません。

ただし、新等級の対象者のうち、平成19年1月より固定給の変動があり月額変更該当すると思われる方については、届出が必要なケースがありますので当組合資格係までご相談ください。

厚生年金保険は、等級の上限・下限の改正はございません。

上限等級の見直し

等級		標準報酬		報酬月額	
現	新	月額	日額	報酬月額	報酬月額
39	43	980,000円	32,670円	955,000円以上	1,005,000円未満
	44	1,030,000円	34,330円	1,005,000円以上	1,055,000円未満
	45	1,090,000円	36,330円	1,055,000円以上	1,115,000円未満
	46	1,150,000円	38,330円	1,115,000円以上	1,175,000円未満
	47	1,210,000円	40,330円	1,175,000円以上	

下限等級の見直し

等級		標準報酬		報酬月額	
現	新	月額	日額	報酬月額	報酬月額
	1	58,000円	1,930円		63,000円未満
	2	68,000円	2,270円	63,000円以上	73,000円未満
	3	78,000円	2,600円	73,000円以上	83,000円未満
	4	88,000円	2,930円	83,000円以上	93,000円未満
1	5	98,000円	3,270円	93,000円以上	101,000円未満

健康保険及介護保険標準報酬等級保険料早見表を同封いたしますので、保険料計算の参考としてください。

2. 「標準賞与額」の上限の改正

賞与にかかる保険料を計算するときの上限設定が、1回ごとから年間の設定になります。

現 行	改 正 後
1回あたり200万円	年間540万円(4月~翌年3月)

厚生年金保険は、標準賞与額の上限の改正はございません。1回につき150万円が上限です。

3. 「傷病手当金・出産手当金」の改正

支給額(1日あたり)の見直し

現 行	改 正 後
標準報酬日額の60%	標準報酬日額の3分の2

給付の見直し

現行、任意継続被保険者の方には、受給要件を満たせば傷病手当金・出産手当金が支給されていますが、平成19年4月からは支給されなくなります。

また、現行、1年以上の被保険者資格のある方が資格喪失後6ヶ月以内に出産した場合は、出産手当金が支給されています(資格喪失後の継続給付)が、これも平成19年4月から支給されなくなります。

なお、平成19年3月31日時点で、傷病手当金または出産手当金を受給されている方は、受給要件を満たせば、その受けられるべき期間について給付される経過措置が設けられています。

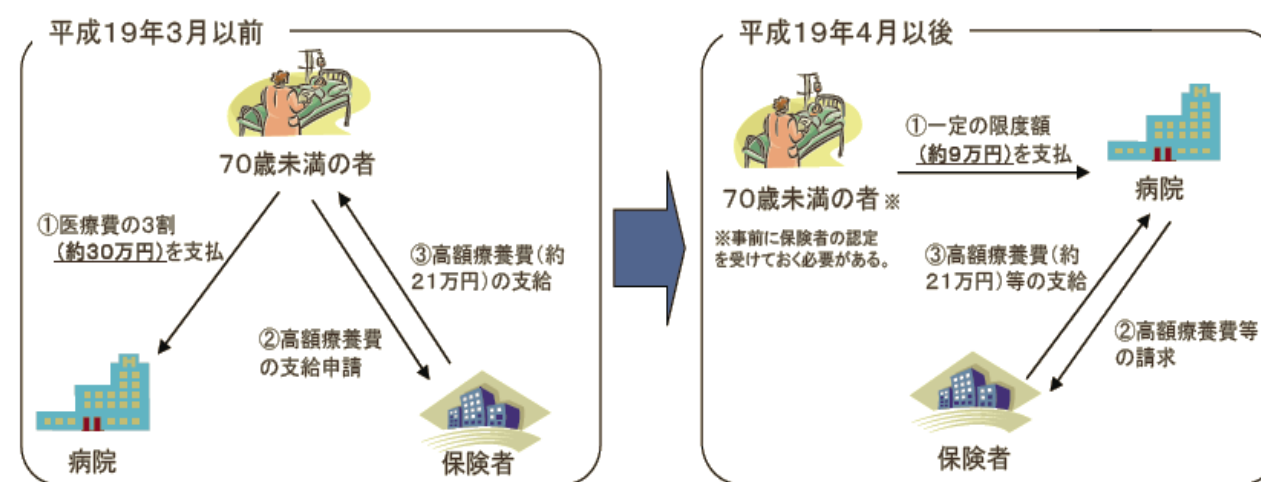
4. 70歳未満の者の入院に係る「高額療養費」の現物化の実施

70歳未満の被保険者および被扶養者の入院に係る高額療養費については、現在の70歳以上の者の取り扱いに合せ、医療機関(同一月)ごとの窓口での支払いが自己負担限度額で済むようになります。

入院に係る「高額療養費」の現物給付の受給方法

入院される場合、「限度額適用認定証」の交付申請を、健康保険組合に行い、「限度額適用認定証」の交付を受け、健康保険被保険者証とともに医療機関等の窓口へ提出してください。

(例) 胃ガンの手術で10日間入院した時(医療費約100万円の場合)



このお知らせについての問合せ先
業務部 電話 06-6271-0651